

事業主健診データの特定健診様式ファイルでの提供・取得に係る課題（1）

平成25年6月27日

第8回実務担当者による特定健診・
保健指導等に関するワーキンググループ

資料
2-②

『検討会とりまとめ』において、実務担当者により議論することとされた事項

- ① 実施機関から保険者へのデータ提供（事業主を経由しない）
- ② 保険者番号及び記号番号の事業主から実施機関への提供
- ③ XML形式ファイルによるデータ提供

※議論する際の留意事項・・・「費用対効果が認められる場合」⇒ 可能なところからの提供を促進

議論すべき事項	課題・対策	残された論点
<p>① 実施機関から保険者へのデータ提供（事業主を経由しない）</p>	<p>実施機関が事業主健診のデータを第三者（保険者）に提供する際には事業主の同意が前提となるため、事業主、実施機関、保険者の間でデータ提供について合意（含む費用面）する必要 ⇒ 既出の事務連絡を踏まえ、関係者にて交渉を開始する必要【⇒新たな対応】</p>	<p>以下の場合、保険者はどのように対応すればよいか（事後の合意は非効率のおそれ）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 事業主と実施機関の間に健診の委託契約がなく、予め当事者が特定できない場合 — 保険者が複数の事業主や実施機関と交渉しなければならない場合（総合健保や協会けんぽが主に該当する）

事業主健診データの特定健診様式ファイルでの 提供・取得に係る課題（2）

議論すべき事項	課題・対策	残された論点
<p>② 保険者番号及び記号番号の事業主から実施機関への提供</p> <p>※XMLファイル形式のデータを作成するために必要となる</p>	<p>事業主が事業主健診の管理番号と被保険者記号番号を実施機関に提供可能な状態で管理するためには、人事管理システムにおける対応が必要となる可能性</p> <p>⇒ 事業主に対してシステム対応を依頼できないかを検討【⇒新たな対応】</p> <p>⇒ 別の方法として、予め事業主が合意し保険者が依頼する場合は、被用者が事業主健診を受診する際に被保険証を持参し、実施機関にて番号を取得することができないかを検討【⇒新たな対応】</p>	<p>実施機関は、保有する健診データを、保険者への提供に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意する事業主 ・同意しない事業主 <p>等の別に振り分けて対応する必要が生じる【⇒新たな対応】</p> <p>予め保険者が依頼しなくとも番号を取得できれば、被保険者本人に加え、国保被保険者や被扶養者のデータ提供の促進も期待できる</p>
<p>③ XML形式ファイルによるデータ提供</p>	<p>実施機関により作成状況は様々</p> <p>⇒ 実施機関がXMLファイルを作成するために必要なサポートについて、引き続き対応を検討</p> <p>※一例として、既存のフリーソフトを用いる場合、請求情報を入力しないとエラーが発生する一方で、事業主健診のデータを実施機関が保険者に送付する際には請求は必ずしも発生しない</p> <p>⇒ 事業主健診に適合したフリーソフトにより提供促進の可能性</p>	<p>実施機関は提供先の保険者毎にデータを振り分けて対応する必要が生じる</p>

①～③以外の課題 事業主健診で実施が義務付けられていない既往歴（服薬歴及び喫煙習慣状況）及び血糖値（空腹時血糖又はHbA1c）を実施した上でのデータ提供が望まれる
⇒ 既出の事務連絡を踏まえ、保険者から事業主へ協力を依頼する必要【⇒新たな対応】